

吸収分割契約に関する事後開示書面

(簡易吸収分割／略式吸収分割)

2021年4月1日

瀧上工業株式会社

株式会社滝上工作所

吸収分割に関する事後備置書類

令和3年4月1日

承継会社

愛知県半田市神明町一丁目1番地

瀧上工業株式会社

代表取締役 瀧上 晶義



分割会社

愛知県半田市神明町一丁目1番地

株式会社 滝上 工作所

代表取締役 瀧上 定隆



瀧上工業株式会社（本店所在地：愛知県半田市神明町一丁目1番地、以下、「瀧上工業」といいます。）および株式会社滝上工作所（本店所在地：愛知県半田市神明町一丁目1番地、以下、「滝上工作所」といいます。）は、令和3年1月27日付で締結した吸収分割契約に基づき、本日を効力発生日として、滝上工作所が不動産賃貸事業を除くすべての事業に関して有する権利義務を瀧上工業に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して、瀧上工業が会社法第801条第3項第2号および会社法施行規則第201条に基づき、また、滝上工作所が会社法第791条第1項第1号および会社法施行規則第189条に基づき、それぞれ開示すべき事項は以下のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

令和3年4月1日

2. 瀧上工業における手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

当該規定に基づく請求はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

当該規定に基づく株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

令和3年2月18日付の官報および電子公告において、本件分割に関する異議申述公告を行いましたが、異議申立期間中に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 滝上工作所における手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

当該規定に基づく請求はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

当該規定に基づく株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

新株予約権者は存在せず、当該規定に基づく手続は行われませんでした。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

令和 3 年 2 月 18 日付の官報および中部経済新聞において、本件分割に関する異議申述公告を行いました。異議申立期間中に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により瀧上工業が瀧上工作所から承継した重要な権利義務に関する事項

瀧上工業は、瀧上工作所より本件分割の効力発生日である令和 3 年 4 月 1 日付で瀧上工作所の行う不動産賃貸事業を除くすべての事業に関してする権利義務を承継しました。

なお、瀧上工業が瀧上工作所から承継した資産および負債の額はそれぞれ次のとおりです。

承継資産額 金 610 百万円（概算）

承継負債額 金 80 百万円（概算）

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

令和 3 年 4 月 1 日

6. その他本件分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

